

山形県子ども・若者ビジョン

～子ども・若者一人ひとりが、夢と希望を持ち
輝いて生きていける山形県をめざして～

H27-H31(2015-2019) ダイジェスト版



山形県

山形県子ども・若者ビジョンとは

不登校・ひきこもり等社会参加に困難を有する子ども・若者をはじめ、すべての子ども・若者の育成や自立に向けた支援を県民が一体となって推進していくための新たな指針となるものです。

■位置づけ

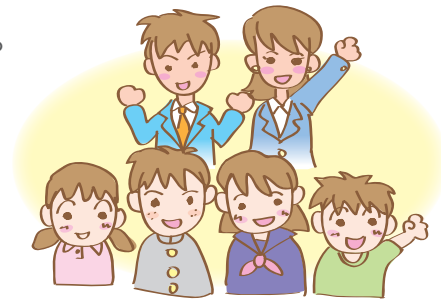
- ・「子ども・若者育成支援推進法」に基づく都道府県子ども・若者計画とします。
- ・「山形県青少年健全育成条例」に基づく青少年の健全な育成に関する基本計画とします。

■期間

平成27(2015)年度～平成31(2019)年度までの5年間とします。

■対象年齢

0歳から40歳未満までとします。



現状と課題

●子ども・若者人口の減少

- ・昭和43年から45年間で約60万人から30万人へ半減
- ・若者の県外流出



●子ども・若者の意識と行動

- ・自己肯定感を持ち、ボランティア活動にも行動的!

■情報化社会の進展



- ・インターネット、スマートフォンの普及
- ・有害情報、危険ドラッグの氾濫

■若者の生活・就労環境の変化

- ・雇用の不安定化、生活基盤の弱体化

■困難を有する子ども・若者抱える問題が複雑・深刻化、多様化

- ・不登校や中退、ニートやひきこもり
- ・発達障がい、子どもの貧困問題

●困難を有する若者は全県的に所在

- ・1,607名。うち15～39歳 855名
- ・期間は長期化の傾向、5年以上が半数

●は山形県の状況 ■は全国の状況

3つの柱と基本方針

めざす姿 子ども・若者一人ひとりが、夢と希望を持ち、輝いて生きていける山形県

子ども・若者ビジョンでは、対象年齢を40歳未満までの若者に拡大し、次の三つの柱と基本方針に添って「子ども・若者一人ひとりが、夢と希望を持ち、輝いて生きていける山形県」の実現をめざした取組みを推進します。

I 子ども・若者の育成と自立に向けた支援

基本
方針

一人ひとりが安心できる環境の中で、自分を大切にし、他者と関わりを持ちながら、よりよい社会を共に創り上げていく力を身につけることができるよう、社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支援します。

II 若者が活躍できる環境づくりの推進

基本
方針

若者が地域とつながり、人とのつながりの中で、持てる力を十分に発揮し、地域、職場、家庭において役割と責任が果たせるよう、若者が県づくりの主体として活躍できる環境づくりを推進します。

基本
方針

III 困難を有する子ども・若者や家族への支援

困難を有する子ども・若者とその家族が地域に包摂され、困難な状況にあっても希望を持って生活できるよう、分野や主体の境界を越えて地域全体で互いに連携協力し、継続的な支援を実施します。

対
象
年
令



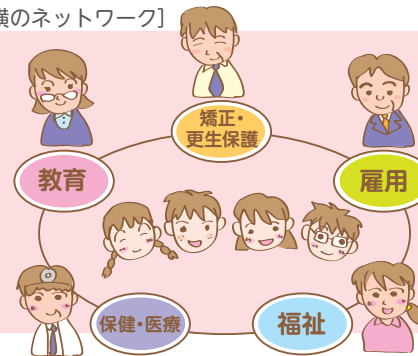
推進のための3つの視点

子ども・若者の意見や立場を尊重します。

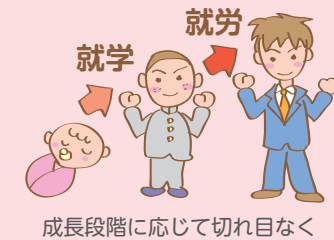


一人ひとりの状況に応じた
社会全体での重層的な
支援を行います。

[横のネットワーク]

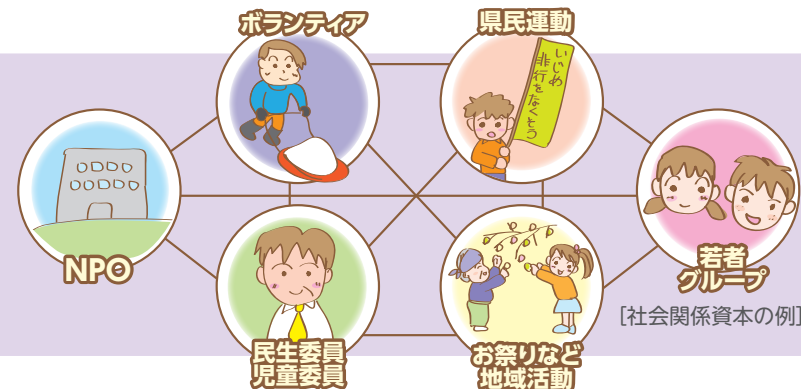


[縦のネットワーク]



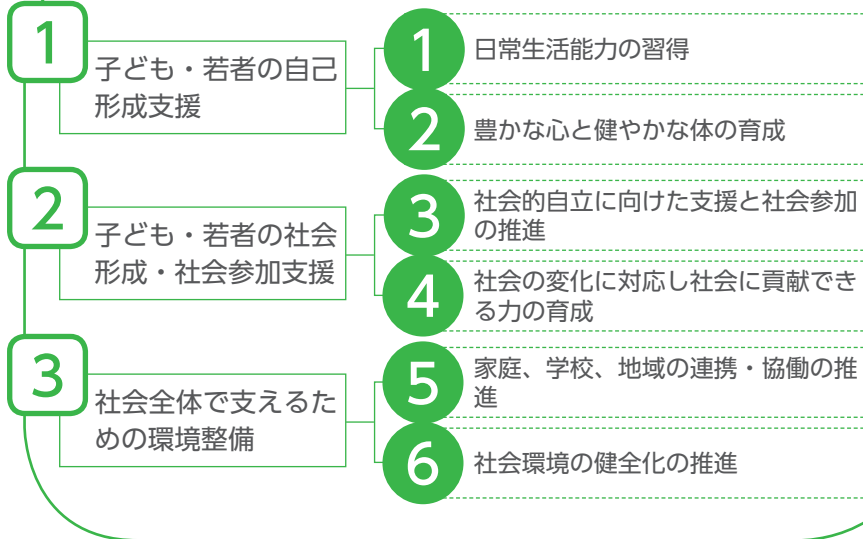
地域の[※]社会関係資本を
積極的に活用します。

※社会関係資本 人と人とのつながり、信頼、ネットワークそのもの

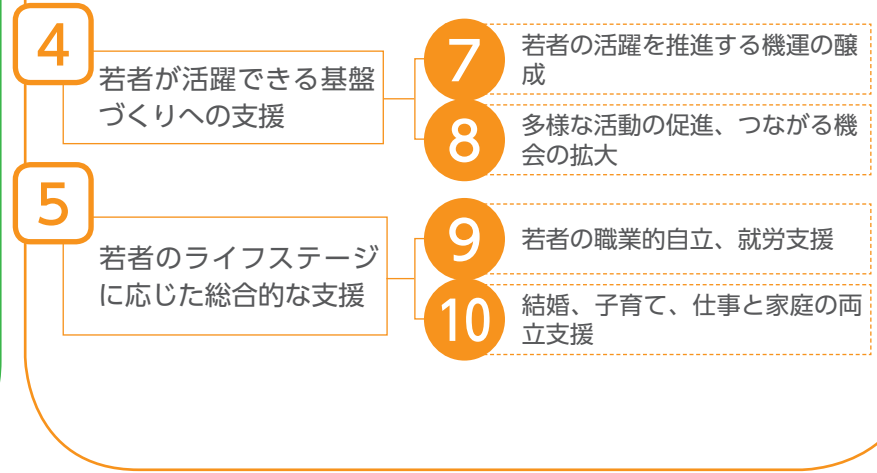


7つの基本的方向と17の施策の方向

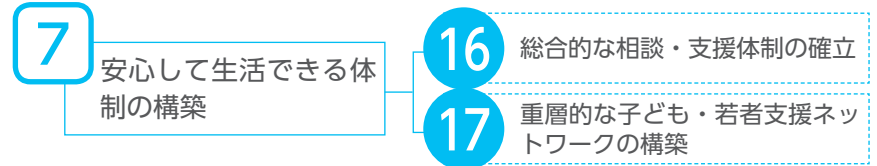
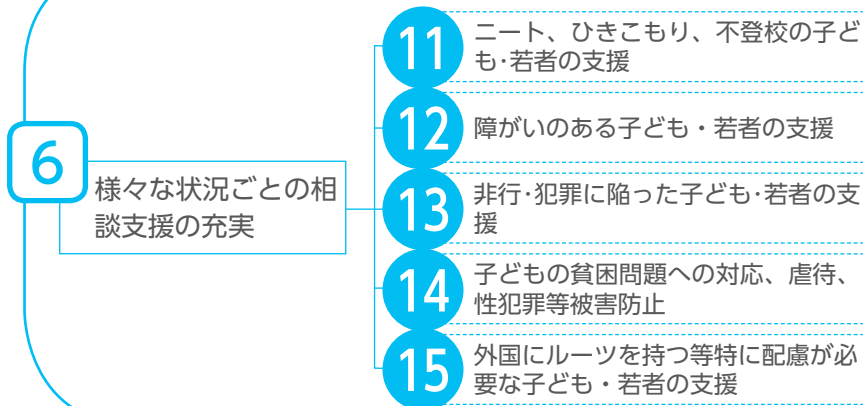
I 子ども・若者の育成と自立に向けた支援



II 若者が活躍できる環境づくりの推進



III 困難を有する子ども・若者や家族への支援



主な取組みの方向

I 子ども・若者の育成と自立に向けた支援

① 子ども・若者の自己形成支援

① 日常生活能力の習得

- 家族の素晴らしさや家庭の大切さを家庭や地域で見つめ直す運動の推進
- 自ら課題を見つけ、自ら主体的に解決していく探究する力（「確かな学力」）の育成

② 豊かな心と健やかな体の育成

- 住んでいる地域、郷土に誇りと愛着を持ち、地域とつながる心の育成
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用など安心して相談できる体制の整備

② 子ども・若者の社会形成・社会参加支援

③ 社会的自立に向けた支援と社会参加の推進

- 社会的な自立に向け、幼児期から小・中・高等学校を通じた計画的・系統的なキャリア教育の推進
- 地域企業等との連携のもと、職場見学や体験、中長期に及ぶインターンシップの推進
- 子ども・若者の意見の表明、交流機会の確保や意思決定過程への参加の推進

④ 社会の変化に対応し、社会に貢献できる力の育成

- 経済社会のグローバル化への対応とITCを活用した教育活動の推進

③ 社会全体で支えるための環境づくり

⑤ 家庭、学校、地域の連携・協働の推進

- “いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動など社会全体で子どもの健やかな成長を支援する取組みの展開
- 通学路の安全対策、県民の防犯意識の向上など安全安心なまちづくりの推進

⑥ 社会環境の健全化の推進

- 子どもや若者が危険ドラッグに関わらないよう薬物乱用防止の啓発の推進
- 子ども・若者、保護者に対するインターネットの安全・安心な利用に関する啓発の推進

II 若者が活躍できる環境づくりの推進

④ 若者が活躍できる基盤づくりへの支援

⑦ 若者の活躍を推進する機運の醸成

- 県内の教育機関と連携した若者（高校卒業者）の県内定着や県外進学者の回帰に向けた取組みの推進
- 若者の活躍を応援するキャンペーン等の展開

⑧ 多様な活動の促進、つながる機会の拡大

- 地域課題の解決に取り組むNPOや若者グループの育成と支援
- 若者や若者グループ、学生、移住者等との情報交換、交流、連携、協働の促進

⑤ 若者のライフステージに応じた総合的な支援

⑨ 若者の職業的自立、就労支援

- 就職後の仕事のミスマッチをなくし、早期離職を防ぐため、生徒個々の適正や進路希望に応じ、地域産業界と連携した就職指導の推進
- 地域資源を活用した若者の雇用につながる新たな就業機会の創出
- 若者が魅力を感じ安心して働くことのできる労働環境の整備・相談体制の充実

⑩ 結婚、子育て、仕事と家庭の両立支援

- 結婚、出産、子育て期の切れ目のない支援体制づくり「「やまがた」結婚・子育て安心ライフ・サポート」の推進

Ⅲ 困難を有する子ども・若者や家族への支援

6 様々な状況ごとの相談と支援の充実

11 ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者の支援

- ニート、ひきこもりの若者の職業的自立のための、それぞれの状況に応じた個別的、継続的支援の実施
- ひきこもりサポーターや訪問支援（アウトリーチ）等の支援に携わる人材の養成
- 高校中退者や不登校経験者等への「学び直し」の機会の充実
- ニート、ひきこもり等の子ども・若者の自立支援のための社会参加や交流機会の提供

12 障がいのある子ども・若者の支援

- 発達障がいのある子ども・若者、家族に対するライフステージに応じた支援や関係機関が相互に連携した地域支援体制の充実
- 保健、医療、福祉等関係機関と連携した特別支援教育の推進

13 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援

- 少年の規範意識の向上と少年を見守る社会気運を醸成する活動の推進
- 学校、家庭、地域が連携したいじめ防止に向けた取組みの推進

14 子どもの貧困問題への対応、虐待、性犯罪等被害防止

- 子どもの貧困問題、貧困の世代間連鎖の解消に向けたスクールソーシャルワーカー活用など、学校を窓口とした福祉機関との連携等による教育の支援、生活の支援、就労支援、経済的支援の推進
- 被害を受けた子ども・若者の治療や精神的負担の軽減を図る専門支援や相談体制の整備

15 外国にルーツを持つ等特に配慮が必要な子ども・若者の支援

- 外国にルーツを持つ子ども等特に配慮が必要な子どもの教育の推進

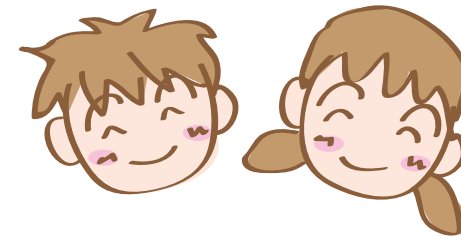
7 安心して生活できる体制の構築

16 総合的な相談・支援体制の確立

- NPOとの協働による相談支援拠点の体制強化
- より身近な相談窓口となる市町村における相談対応の促進
- 最も身近な支援者となる家族への支援の充実・強化

17 重層的な子ども・若者支援ネットワークの構築

- 教育、保健、医療、福祉、雇用等各分野における関係機関による相互の連携・協力体制の強化
- 市町村、民生委員児童委員等との連携による地域支援ネットワークの構築
- 相談支援機関、団体、NPO等における支援者の養成と支援対応能力の向上



■ 推進に向けて

- 全庁的な推進体制「山形県子ども・若者育成支援推進本部」を設置します。
- 子ども、若者自身も含めた県民意見を収集し、施策に反映します。
- 教育、保健、医療、福祉、雇用、警察等関係機関、団体、NPO等と連携、協力します。
- 市町村との連携を推進します。



平成27年3月

山形県子ども・若者ビジョン (ダイジェスト版)

発行 山形県子育て推進部若者支援・男女共同参画課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話023-630-2694

E-mail:ywakamono@pref.yamagata.jp

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。